平成３０年（フ）第２１２号
東京都足立区西伊興２丁目４―31
債務者　安藤　隆雄
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２１７号
東京都品川区南大井２丁目12―１―402
債務者　桑原　　綾（旧姓北澤）
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２３号
東京都練馬区田柄２丁目36―９―202
債務者　河野　　洋
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２２４号
神奈川県川崎市麻生区岡上27―207
債務者　梶山　　輝
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３１号
東京都杉並区阿佐谷北２丁目33―18―101
債務者　林　　達也
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３３号
東京都葛飾区南水元１丁目23―７　シエルアビタシオン　ａｏｉ　１Ｃ
債務者　中津野高行
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３４号
東京都目黒区目黒本町５丁目17―24―302
債務者　魚石　光雄
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３７号
東京都杉並区成田東４丁目33―11―301
債務者　藤澤明日香
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２３８号
東京都杉並区上高井戸３丁目８―21
債務者　小田邊裕美子
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４１号
東京都練馬区光が丘２丁目８―１―203
債務者　鈴木安希子
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４４号
東京都文京区白山２丁目13―10―402
債務者　橋本まき子
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２４７号
東京都文京区小日向３丁目13―10　中邨アパート
債務者　今津　豪士
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４７２３号
大阪府東大阪市稲田新町２丁目19番２―203号
債務者　矢野　冬馬
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５０３号
大阪府池田市栄町５番５号（502）
債務者　生島　直弘
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２８号
大阪市東淀川区東中島４丁目10番19―505号
債務者　大基　美沙
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７３号
岡山市北区下伊福上町13番12号
債務者　**藪**田　友美（旧姓長安）
1　決定年月日時　平成30年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部